

## ～訪問入浴介護の指定基準等について～

### 1 業務内容

訪問入浴介護とは、居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいいます（法第8条第3項）。

### 2 訪問入浴介護の指定

訪問入浴介護は、特に事業規制はなく、厚生労働省令で人員及び運営に関する基準が定められています。介護保険制度のもとで訪問入浴介護事業を行う場合は、この指定基準を満たしていることが必要です。

### 3 訪問入浴介護の指定基準

#### 【人員基準】

##### ○ 管理者

- ・ 常勤専従職員であること  
ただし、次に掲げる場合であって、訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、兼務が可能です。  
①管理者が当該指定訪問入浴介護の他の職務に従事する場合  
②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合

##### ○ 看護職員（看護師又は准看護師）

- ・ 1人以上配置すること。
- ・ 介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤であること。

##### ○ 介護職員

- ・ 2人以上配置すること。
- ・ 介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤であること。

※基本的に、看護職員1人、介護職員2人の3人1組でサービス提供にあたります。

#### 【設備基準】

##### ○ 事務室

- ・ 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を設けること（業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。）

## ○ 相談室

- ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること（相談室が専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペースを確保すること）。

## ○ 必要な設備及び備品を備えること

- ・ 訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）を備えていること。
- ・ 手指を消毒するための設備等、感染症予防に必要な設備を備えていること。